



令和
8年
4月号

福岡駐在所 だより



※編集発行※
那須烏山警察署
82-0110
福岡駐在所
88-7568

春の交通安全県民総ぐるみ運動実施!

★令和8年4月6日(月)から15日(水)までの10日間となります。
交通ルールを守って、交通事故に遭わないようにしましょう。



【運動の重点】

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車安全利用五則】

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



県警ホームページ



春の行楽期における山岳遭難防止

○ 県内の山岳遭難の現状

令和7年中は、70件発生して80人(うち死者8人)が、

転倒、道迷い、滑落等により遭難しています。



◎ 山で遭難しないために

・無理のない登山計画を立て、登山計画書等を提出しましょう。

登山届受理システム「コンパス」、登山地図アプリ「ヤママップ」や「ヤマレコ」も是非ご活用下さい。

・日帰り登山であっても、万全の準備をしましょう。

・悪天候時や体調不良時には、勇気をもって引き返しましょう。

◎ 山で遭難してしまったら

・道に迷ったら、先に進まず、位置が分かるところまで引き返しましょう。

・戻れない場合は、むやみに動かず、尾根に出て救助を待ちましょう。



コンパス



ヤママップ



ヤマレコ



福岡駐在所管内事件発生状況(3月中)

件数0件 このまま防犯を意識していきましょう!